

大分県報

令和四年
第三六二号
十一月二十五日

（金曜日）

目次

告示

- 土地改良区の定款変更認可……………一
付保義務の発生……………一
道路区域の変更……………一
公有水面埋立ての免許の出願……………一
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除……………三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………四
大分都市計画道路の変更案の縦覧……………七
竹田市計画道路の変更案の縦覧……………八
建築基準法による道路位置の指定……………八

告示

大分県告示第四百六十二号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和四年十一月二十五日

大分県知事 広瀬勝貞

土地改良区名	所在地	認可年月日
提子土地改良区	由布市	令四・一一・一五

大分県告示第四百六十三号

令和四年十一月二十五日

大分県報（告示）

一

米水津加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。
令和四年十一月二十五日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県告示第四百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和四年十一月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。
令和四年十一月二十五日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道高崎大分線	大分市大字八幡字御在所三七二番一地从先から大分市大字八幡字ヨコミ子一三六二番三まで	前	メートル 二二・〇 四・六	メートル 九三七・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	A 七四・〇 四・六 B 七四・〇 八・九	九三七・三 七二五・一	

大分県告示第四百六十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。
なお、その関係図書を次のとおり縦覧に供する。
令和四年十一月二十五日

大分県知事 広瀬勝貞

一 出願の年月日

令和四年十一月九日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

別府市船小路町九四二番一五、九四二番一五に接する無番地及び九四三番三に接する無番地の地先公有水面

2 区域

基点を除く次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑳の地点を結ぶ令和四年の秋分の満潮位(D・L・プラス二・四六メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点 国土地理院別府四等三角点(北緯三三度一七分四九秒〇八、東経一三一度三〇分〇九秒九一)

- ①の地点 基点から一二四度五五分五九秒四八〇・二五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から五九度一二分五七秒一三〇・五六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一七九度二五分四四秒二八・五一メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二三六度四三分四三秒二五・〇〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一四六度四三分四三秒一三五・九六メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二四九度二四分三七秒一三〇・〇一メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三四〇度二四分一三秒四・八三メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二四九度三四分一六秒二二・五五メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三三九度一〇分〇三秒六・七〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から六八度五七分五七秒二二・五八メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三四一度一〇分四二秒九・二八メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二六八度五八分四八秒三五・三三メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三五九度〇五分五八秒五・九二メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から八八度五二分〇五秒〇・三六メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三五九度一七分二三秒一九・九三メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から二六八度四五分一三秒〇・四五メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から三五九度〇二分〇七秒七七・六八メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から六〇度一分四三秒〇・七一メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から三五八度五四分二五秒五・六六メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から二六九度〇七分二二秒〇・五九メートルの地点

3 面積

一九、五七五・三六平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

別府市船小路町九四二番一五、九四二番一五に接する無番地、九四三番一、九四三番二、九四三番三及び九四三番三に接する無番地の地内並びに同市船小路町九四二番一五、九四二番一五に接する無番地、九四三番一、九四三番二及び九四三番三に接する無番地の地先公有水面

2 区域

基点を除く次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とGの地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点 国土地理院別府四等三角点(北緯三三度一七分四九秒〇八、東経一三一度三〇分〇九秒九一)

- Aの地点 基点から一二四度二七分五六秒五三五・六六メートルの地点
 - Bの地点 Aの地点から五六度四三分四三秒八三・一三メートルの地点
 - Cの地点 Bの地点から三五九度二〇分四六秒一七七・七四メートルの地点
 - Dの地点 Cの地点から八九度〇〇分〇〇秒一七四・七九メートルの地点
 - Eの地点 Dの地点から一四六度四三分四三秒四三五・二四メートルの地点
 - Fの地点 Eの地点から二三六度四三分四三秒四〇〇・〇五メートルの地点
 - Gの地点 Fの地点から三二六度四三分四三秒二六三・二一メートルの地点
- 3 面積
一六九、七二三・七八平方メートル
- 五 埋立地の用途
ふ頭用地
- 六 縦覧の場所
大分県土木建築部港湾課及び別府土木事務所並びに別府市役所
- 七 縦覧の期間
令和四年十一月二十五日から

令和四年十二月十六日まで

大分県告示第四百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。

令和四年十一月二十五日

大分県知事 広瀬 貞

深江	神ノ木	堀田	指定を解除する区域の名称
速見郡 日出町	別府市 山家	別府市 大字南 立石	所在地
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	指定の区分
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類
平成三十一年	平成二十九年八月十八日分県告示第四百九十一号	平成二十一年三月十七日大分県告示第二百五十九号	指定年月日及び告示番号
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	区域の表示
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項
			備考 （「別図」は、省略し、別府土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

	(B) 西浜②	ミヤノニシ	① 上深江	津留①	
	国東市 国見町 榑来	国東市 武蔵町 内田	速見郡 日出町 大字大 神	速見郡 日出町 大字豊 岡	大字大 神
	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	区域及び土砂災害特別警戒区域
	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	壊
	平成二十九年九月二十九日大分県告示第五百七十一号	平成二十三年八月十八日分県告示第二百九十九号	平成三十一年三月十六日大分県告示第四百四十四号	平成二十八年十一月十八日大分県告示第五百九十七号	三月二十六日大分県告示第四百四十四号
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
			（「別図」は、省略し、国東土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）		

令和四年十一月二十五日

大分県報（告示）

	弁天	田迎	朝日ヶ丘団地	① 上深江	津留①	深江	赤松⑤	② 両郡橋	
	神速見郡 大字大 日出町	神速見郡 大字大 日出町	佐尾速見郡 日出町	神速見郡 大字大 日出町	岡速見郡 大字大 日出町	神速見郡 大字大 日出町	赤松別府市	両郡橋別府市	田及び井
	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 災害特別警戒
	壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜	壊
	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

② 第二金	西ノ谷	八日市 七区(B)	中央 区6	本町 区五	東岡	出ノ原	二城	成末	
村東国東 郡姫島	岡速見郡 大字大 日出町	速見郡 日出町 鷹匠町	速見郡 日出町 二ノ丸	速見郡 日出町 二ノ丸	速見郡 日出町 大字川	速見郡 日出町 大字川	速見郡 日出町 大字大	速見郡 日出町 大字大	速見郡 日出町 大字大
区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	区域 土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒
壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜	壊地の崩 急傾斜
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

（「別図」は、省略し、国東土木事務所に備え

乗国	野島	① 田尾越	② 田尾越	村石	榑海③	榑海⑤	⑮ 一円坊	榑海⑧
国東市 中田	国東市 中田	国東市 国見町 小熊毛	国東市 国見町 小熊毛	国東市 国見町 小熊毛	国東市 国見町 鬼籠	国東市 国見町 鬼籠	国東市 国見町 赤根	国東市 国見町
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>大分県告示第四百六十八号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり大分都市計画道路の変更の案を縦覧に供する。</p> <p>なお、大分市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。</p> <p>令和四年十一月二十五日</p> <p>大分県知事 広瀬 貞</p>	横須②	小高島	② 小高島	種田④	小岐部	③ 中岐部
	国東市 国見町 櫛海	国東市 国見町 竹田津	国東市 国見町 竹田津	国東市 国見町 伊美	国東市 国見町 岐部	国東市 国見町 岐部
	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域
	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和四年十一月二十五日

大分県報（告示）

七

大分都市計画道路 二 都市計画の変更に係る事項 大分都市計画道路中三・四・三五号鶴崎駅前松岡線を次のとおり変更する。		名 称		起 点		終 点		変更の概要			
		三・四・三五号 鶴崎駅前松岡線		大分市大字鶴崎字浜 屋敷		大分市大字松岡字野 末		終点の変更 延長の増 一部区域の変更 一部線形の変更			
三 都市計画変更の案の縦覧期間 令和四年十一月二十八日から 令和四年十二月十二日まで 四 縦覧場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課 (「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。) ~~~~~ 大分県告示第四百六十九号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条 第一項の規定により、次のとおり竹田都市計画道路の変更の案を縦覧に供する。 なお、竹田市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出す ることができる。 令和四年十一月二十五日 大分県知事 広 瀬 勝 貞		名 称		起 点		終 点		変更の概要			
		(区域は、別図のとおり)		三 都市計画変更の案の縦覧期間 令和四年十一月二十八日から 令和四年十二月十二日まで 四 縦覧場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 竹田市大字会々千六百五十番地 竹田市建設課 (「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。) ~~~~~ 大分県告示第四百七十号 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、次 ように道路の位置を指定した。 令和四年十一月二十五日 大分県知事 広 瀬 勝 貞		三・五・七号 玉来吉田線		竹田市大字玉来字玉 来		竹田市大字吉田字横 枕	
一 都市計画の種類 竹田都市計画道路 二 都市計画の変更に係る事項 竹田都市計画道路中三・五・七号玉来吉田線を次のとおり変更する。		指定番号		指 定 位 置		指定年月日		道路の幅員		道路の延長	
別第三一 号		速見郡日出町大字豊岡字徳 丸五六九八番二及び五六九 八番四		令四・一一・ 九		メートル 六・〇〇		メートル 三九・八九			